令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会 (第3回)

日時:令和元年6月19日(水)午後3時30分~

場所:都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 23

—— 会 議 次 第 ——

1 審 議

「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

2 その他

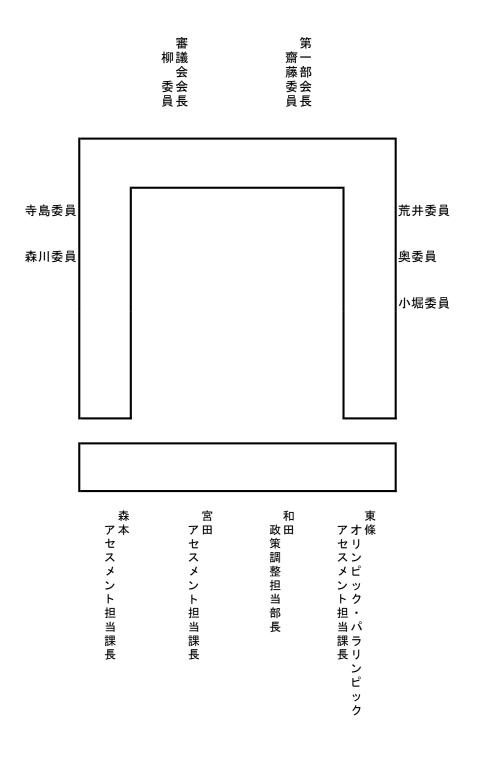
【審議資料】

- 資料1 「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書
 - 資料1-1 環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目 別審議について
 - 資料1-2 「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調 香計画書について(案)

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会 座席配置

日時:令和元年6月19日(水) 午後3時30分~

場所:都庁第二本庁舎31階 特別会議室23



第一部会 審議資料

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について

(年月日) 令和元年6月19日

(事業名称) (仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業

1 選定した環境影響評価の項目 14項目 (選定した理由 P104~105) 大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、 風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス

【騒音・振動】

施設の供用に伴う騒音について、調査地点及び予測地点が不明確であることから、 施設や計画地周辺の状況を十分に把握し得る地点を適切に選定するとともに、選定根 拠を明らかにした上で予測・評価すること。

【生物・生態系、自然との触れ合い活動の場 共通】

本事業では、いちょう並木のビスタ景を保全し、既存の緑を生かし、新宿御苑から 赤坂御用地へと連続する骨格的なまとまりのあるみどりを維持・保全するとしている。 これらを勘案し、既存樹木の取扱方針を踏まえた緑化計画を作成するとともに、い ちょう並木及び並木東側の植栽樹群等について樹木の保全計画を示し、本事業が神宮 外苑の豊かな自然環境に与える変化の内容及び程度が明らかになるよう、適切に予測 ・評価すること。

【景観】

本事業では、神宮外苑いちょう並木の象徴性を活かしつつ、賑わいをもたらす都市機能の導入を図るとしていることから、新たに建設される商業施設、宿泊施設等がいちょう並木の景観に与える変化の内容及び程度が明らかになるよう、適切に予測・評価すること。

2 選定しなかった環境影響評価の項目 3項目 (選定しなかった理由 P106) 悪臭、水質汚濁、地形・地質

意見なし

3	都民の意	・目 及で	国知地村	は区長の	音目
o	和区収息	. ゲルソ し	기미 지나나	ムセン	7.思、ゲ

別紙のとおり

「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書に対する 都民の意見及び周知地域区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書72 件周知地域区長からの意見3 件合計75 件

2 都民からの主な意見

(1) 一般的事項

- ・ 神宮外苑は「近代公園」であり、1926 年に日本初の風致地区として指定された。このような歴史的背景に鑑み、一般的な環境影響評価に加え、神宮内苑と共調するものとしての風格と気品を維持できるよう、細心の注意を払うよう希望する。
- ・ この地区は公共性の高い地域である。それなのに細切れの情報開示で、結局どのように計画されているのかの全体像が広報されてきていない。近隣住民、都民にもっと丁寧に説明し、理解を得られるよう要望する。

(2) 騒音·振動

- ・ 新球場がいちょう並木付近にまで建つと、計画地東側の団地までの距離は 100m足らずとなり、住民は騒音やナイター照明の明かりに悩まされ、生活が脅かされる。
- ・ コンサートがある時には、玄関を少し開けるだけで身体に強い圧を感じるほど爆音が酷い。新たな開発により野球場が目と鼻の先になることで、このようなことが一年中続くのかと思うと不安である。
- ・ 今でもイベントがある度に歓声・雑音があるので、人数が多くなればより多くの雑音や野球の延長もあることだろう。夜は特に響く。
- ・ 団地側の緑地帯に飲食店の建物ができれば、人も増え、エアコンや換気扇の室外機から温 風や臭いが出て人にも植物にも悪いのはもちろん、騒がしくなる。
- ホテルやレストランの建設により、夜遅くまで車や人が集まりゴミや騒音に悩まされる。
- ・ 商業地区から発生する騒音、ゴミ等の対処方法について具体的な説明が必要である。
- (3) 生物・生態系、自然との触れ合い活動の場
 - いちょう並木の伐採に反対。長年育った緑を切るのは、絶対反対だ。
 - ・ 「緑豊かな風格ある都市景観を保全」すると謳うのであれば、即刻計画を見直して欲し い。切に願う。このままでは、並木が死んでしまう。
 - ・ 現在のいちょう並木をそのまま残して欲しい。イチョウは防火樹であり、保存が必要だ。
 - いちょう並木の緑をなくし、お店を多数作ると、自然が無くなり生態系がこわれる。

- ・ 利用者の往来により地面が踏み固められイチョウの生育不良が予測される。また、施設の 建設工事に伴い、イチョウの根切れも心配され、将来的には生育にも悪影響を及ぼしかねな い。自然の大切さをこの先の未来の人々へひきつがれていくことが出来るよう再考を願う。
- ・ いちょう並木の裏側に「並木東棟」が設置され、樹木・植栽が伐採されてしまうことになる。生物多様性が言われるこの時に、貴重な植物が伐採され、歴史的文化的価値のある樹木が伐採されることになれば、取り返しのつかないことになる。
- ・ 「並木東棟」エリアは外苑建設時に植樹された樹齢の広葉樹、針葉樹が集まっている。商 業ビルを建てるために伐採することは環境への影響が大きく、収益のためにこのような施設 は建てるべきではない。環境評価書でこの樹木に関する記述がないことは事業者の環境への 配慮がないことを表している。
- ・ 100 年近く前に植えられたプラタナス、ケヤキ、シイの木等を伐らなければ商業施設は建たない。開発されればイチョウも枯れてしまうのではないか。
- ・ 都営青山一丁目アパートといちょう並木との間にある樹木をほぼすべて切り倒して建てられる「並木東棟」に強く反対する。緑地を失い、ただの「フリースペース」と化したいちょう並木が末代まで禍根を残す事は間違いないと思う。
- ・ レストランやオープンカフェなどを建てると、いちょう並木の特徴を変えるばかりか、イ チョウの木の根を守ることが出来ず、将来、いちょう並木が消滅する恐れがある。
- ・ いちょう並木は勿論、その背後にある樹齢 100 年を越す大木を含む緑地帯は現状のまま手 を付けることなく保存されることを強く望む。
- ・ 木を切ってしまうのは簡単だが、大きくなるには何年もかかる。緑地帯の木々を残すこと をお願いする。
- ・ いちょう並木は勿論だが、その背後にある樹齢 100 年を越す大木を含む緑地帯は現状のまま手を付けることなく保存されることを強く望む。
- ・ 伐採された樹木の代わりに、新たに建てられるレストラン等の屋上に芝生を敷き詰め、緑 地等確保率 60% を確保するなどは論外だ。
- ・ いちょう並木東側の緑地帯の樹木を伐採し、6店舗を建てる計画はゴミや騒音など住環境 を悪化させ、いちょう並木へのダメージも強い。青山小学校の通学路も近く、ブナ、イチョ ウの木は絶対に残して欲しい。
- ・ 樹木の伐採について、具体的な樹齢、種類などを明らかにして何本伐採されるのか、計画 書では明確ではない。だれもが分かりやすい調査と報告を行うことを望む。
- ・ 交通量が増えることにより新宿区天然記念物のスダジイや、並木東棟ができることにより 御観兵榎には影響は出ないのか。木の移植を考えているならどのあたりに移植を考えている のか示されたい。
- ・ 自然環境調査については、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階 環境影響評価書(新国立競技場(オリンピックスタジアム))」の補足調査のみならず、神 宮内外苑に連なる近傍の自然環境を加え、専門家による検討を行ってほしい。
- ・ 野球場の周囲のデッキ部分は緑地等としてカウントするというのはどう考えても納得出来 ない。緑というのは、生きて呼吸している樹木を指すのではないか。

(4) 日影

- ・ 新設される野球場がいちょう並木に接近しすぎている。球場の建物だけではなくスコアボードや外野フェンスにより日照不足や空気の流れも悪くなり、いずれイチョウが枯れる恐れ もある。
- 多くの建造物は日照を遮り、イチョウが枯れてしまう危険がある。
- ・ 高層建築物の建設は、日照がビルにかかり、住民が困る。

(5) 風環境

- ・ いちょう並木の西北端に計画されているホテルは高さ 30mで、いちょう並木より高く、しかも屏風状に建てられるため風通しを阻害する。
- ・ 190m、185mの超高層ビルが建つと、ビル風が心配される。現在でも青山通りは風の影響を受ける場所であり、少しでも風の強い時はまともに歩けない。190m の建替えにより風の影響がさらに大きくなる。青山小学校の通学路でもあり、安心して歩ける場所ではなくなってしまう。
- ・ 周辺には住宅が多く、高齢者も暮らしている。そのすぐ近くに高さ 100m以上のビルを南東 も建てることは風害からも受け入れることはできない。数値でクリアしたビルの下が風雨の 日には傘もさせない状態であるのは他地域で実証されている。
- ・ 高層建築物が3棟、ホテルや球場等の中層の建物が複数建設されるので、付近の歩道では 強烈なビル風が予測される。イチョウの葉がすぐに落ちて秋の並木を楽しめなくなり、散歩 や広場でくつろぐ人も風が強すぎて不快である。
- ・ 計画されている超高層ビルが風環境その他自然環境に与える影響について、外苑の風格を 保全・復元する観点から評価を行い、必要な措置を講じてほしい。

(6) 景観

- ・ いちょう並木や緑の景観を残してほしい。並木周辺の緑豊かで静かな日本の代表的な景観 が失われてしまうと大変な損失である。一度壊された自然は二度と戻ってこない。芝生をひ けば良いという問題ではないと思う。
- ・ 高層建築物の建設による景観の変化・借景破壊は重大な問題だ。神宮いちょう並木とその 空間を残す方向で計画を進めて欲しい。
- ・ 高さ 60mの野球場がいちょう並木に迫る計画で、景観上大問題である。並木の右側には 6 棟の店舗、出口付近には高さ 30mのホテルが計画され、自然に醸し出される景観に重大な影響がある。現在の青山通りからの景観が大きく変わることになり、許される計画ではない。
- ・ いちょう並木の景観は保全となっているが、西側に迫る球場のフェンス、2つのホテル、 東側の商業施設は、景観も自然も破壊する。東側は御観兵榎の緑地へと続き、都心には珍し いキンポウゲの群生、野イチゴ、アオダイショウらも生息していて、散歩するだけでその豊 かな自然を誰でも感じられる。いちょう並木から絵画館への景観は、ただイチョウを残せば よいものでは断じてない。
- ・ いちょう並木の景観を守るために、その周囲 100m程度は高い建物を建てるべきではない。
- ・ 並木東棟の 15mの建物は、28~17mのいちょう並木の最高点に迫り、いちょう並木の高さ は超えないが、景観は全く破壊される。

- ・ イチョウの木と空の抜け感が素晴らしい景観をもたらしており、両側が壁になってしまったら東京の「秋の名所」ではなくなってしまう。東京で空の広い唯一の景観を残してほしい。この素晴らしい風景は周りに施設がないから素敵なのではないか。
- ・ いちょう並木は絵画館前にまっすぐに伸び美しく凛々しい景観を見せており、その姿を保 つには周りの緑地帯が大きな役割を果たしている。その緑地をきれいに整備された人工庭に 変える必要があるのか。
- ・ いちょう並木の景観は、イチョウの木のみではなく、バックのけやき等の樹木も含めて成 り立っていると思うので、残してほしい。
- ・ 野球場とラグビー場の間の広場をつなぐ機能・空間整備と説明されていたエリアに7階建 のホテルが計画されている。これは二つの広場を分断し、なおかつ並木道から見る絵画館へ の眺望を著しく阻害するもので認めがたい。
- ・ いちょう並木の東側、西側の景観については、神宮外苑のあるべき姿を優先的に考え、調 査地点を増やすとともに、景観の観点からの精緻な予測及び評価をしてほしい。
- ・ いちょう並木の景観について、予測の方法をより精緻なものにするなど、眺望と圧迫感の 観点から、より丁寧な調査、予測及び評価を行い、必要な措置を講じてほしい。
- ・ 高さ 190mの事務所や 185mの複合棟A付近を景観調査地点としていない。なぜ景観上大きな影響を受けることが明らかなこのような地点をポイントにしないのか。

(7) 温室効果ガス

- ・ 神宮外苑の緑豊かな森は、美しい景観とともに温暖化阻止の役割も果たしているため守ってほしい。
- ・ 外苑の樹木は、都心の空気を浄化し動植物を育んでいる。この循環を無視する計画は、CO₂ 削減の国の方針に逆行している。
- ・ いちょう並木の東側にある常緑樹や落葉樹が混在する樹林は、御観兵榎の森に連続しており、ヒートアイランド抑制に寄与する大切な樹林。この場所での商業施設建設には強く反対する。
- ・ ホテルや商業施設などの複合施設を建設すれば、現状よりも人工排気・ヒートアイランド を加速させる。
- ・ 神宮外苑の豊かな緑が大幅に失われるような開発には、それなりの代替緑地が必要である。ヒートアイランド対策も踏まえた、全国のモデルケースとなる開発を切に希望する。

(8) 事業計画等

- ・ 神宮外苑は国民からの献木により造営されたもので、移植から 100 年になる樹木を伐採してホテルや商業施設を建設することに疑問がある。
- ・ ビル建造物の開発はどの地区でも出来るが、皇室と深い関連性をもった神宮外苑の緑の空間の破壊は元に戻せない。各県から献上され、今日に至っては緑豊かな森となり人々の貴重な財産となった緑を伐採してコンクリートの建物を建てることの弊害を真剣に考え、計画を練り直して欲しい。
- ・ 一般国民からの寄付と勤労奉仕による尊い樹木を破壊する行為には反対である。四季折々の国民の楽しみを奪う再開発に心ある見直しを切に願う。

- ・ 「緑」と「空」が多いこの土地を大切に保存すべき。高層ビル等は地域に合わない。これ まで守られてきた緑と空間の役割が台無しになる懸念があり全面撤回を要求する。
- ・ 神宮外苑は緑豊かなオープンスペースとして先人達が努力して作り上げ残したもので、現 在の人びとへの贈り物。都市計画公園から削除することなく、都市計画公園にふさわしい計 画であって欲しい。残り少ない都心の緑地を後世に残すべきではないか。
- ・ 神宮外苑は、都市公園と風致地区に指定され、都心には稀な大規模で貴重な緑あふれるオープンスペース、心のオアシスでもある。再開発のため、大切な樹林が伐採され大幅に緑が無くなると、環境と景観は激変する。何故、そこまでして再開発しなければならないのか。都会のシンボルを破壊しないよう、いつまでも緑豊かな外苑であってほしいと望む。
- ・ まちづくり指針で公園を6割残せばよいという項目があったが、公園面積は減らさないことが決まりではないか。
- 都市公園に電力を多量に消費し、エアコン等の排熱を放出し、さらには風の通り道を阻害する高層建築物を数棟建設するのは理解できない。また現計画は都市整備局の方針に反するものと考え、「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」に反対する。
- ・ 自然豊かな環境を破壊することに問題を感じる。東京都心でこんなに開けた、マンション やホテルが無い場所はない。この開発は未来の東京にとってそれで良いのか。再検討を希望 する。
- ・ 問題のない再開発計画と認識している。緑化環境も住民サポートも、都心にあってこの充 実案は少子高齢化社会にも真摯な向き合い方だと思う。老朽化は重大問題。環境保護もいい が、安全面、特に道路拡張など大災害時の都心の負の部分の問題はどうなるのか。冷静に将 来を見るべきである。

3 周知地域区長からの意見

【港区長】

1 全般的事項

- (1) 環境影響評価書案を作成する際には、調査の方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるようにしてください。
- (2) 対象事業を進めるにあたっては、今後、区のまちづくり関係部署と十分に協議するとともに、計画地周辺の住民及び関係者への丁寧な情報提供に努めてください。
- (3) 計画地周辺の住民及び関係者等からの街づくりを含めた意見・要望等を尊重し、真摯に対応してください。

2 事業の基本方針

(1) (2) 歩行者ネットワークによる回遊性の実現について、本事業完了後の神宮外苑地区は、 地区北側の新国立競技場を始め、新たに整備されるラグビー場、球場、ホテル、賑わい施 設などが集積することで、多くの来街者により、現在以上の混雑等が予想されます。

東京都は、「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針(平成30年11月)」の中の「交通ネットワークの方針」において、『地下鉄駅、施設間、広場間を連絡するバリア

フリー動線を確保するとともに、上下移動だけでなく、憩い、歩きたくなる、質の高い導入機能を整備』や『大規模スポーツ施設と地下鉄駅とを往来する大量の歩行者を安全かつ円滑に処理するために、青山通りやスタジアム通りへの歩行者動線の分散化をはじめ、複数のルートを効率的に整備』と示していることから、(2)の記述はこれらの方針等も踏まえた内容としてください。

(2) 区は「青山通り周辺地区まちづくりガイドライン(平成 27 年 10 月)」を策定しており、その中で、神宮外苑周辺エリアのまちづくりの方向性の中で外苑前駅周辺について『青山通りを軸に気品と風格のある空間をつくる』や『快適な歩行空間をつくる』等の目標を示していますので、本事業を進めるにあたっては、上記ガイドラインを踏まえるとともに、まちづくりの方向性が実現するものとなるよう努めてください。

3 事業の基本計画

(5) 歩行者動線基本計画について、文中に"特別区道第 1044 号線(スタジアム通り)には、都会的で活気のある歩行者ネットワークを形成し、周辺市街地と当地区を結ぶ玄関口の役割を果たす計画である"としていることから、14 ページの図 4.2-6 歩行者動線計画の歩行者動線は、外苑前駅まで示してください。

4 風環境

- (1) ビル風対策について、予測地点等の設定においては、港区ビル風対策要綱に基づき、事前に協議してください。
- (2) 本事業の配置計画では、事務所棟、複合棟Aの190m級の建物が隣接し、その傍らに球場が設置されるという、これまでに類を見ないものとなっていることから、ビル風等の低減策についても従前にとらわれない新しい考え方など、十分な効果を発揮する対策等を検討してください。

5 景観

- (1) 本事業計画位置の大部分が明治神宮内外苑付近の風致地区に位置しておりますが、調査 計画書138頁の表8.2-37⑥には、東京都風致地区条例が含まれておりませんので、これも含 めて、調査を行ってください。
- (2) 神宮外苑いちょう並木周辺については、港区景観計画における景観形成特別地区に定められており、地区を代表する景観の名所の一つとして、区民のみならず、多くの方々が集い、憩う場所となっています。対象事業を進めるにあたっては、区の景観関係部署と十分に協議するとともに、神宮外苑銀杏並木周辺景観形成特別地区における景観形成の方針や景観形成基準等を遵守してください。

【新宿区長】

1 全般的事項

工事予定期間が長期に亘ることから、周辺地域への環境影響を最小限に止め、周辺環境と の調和を図り、適切な調査及び評価・検討が行われるよう要望する。

また、計画地は明治神宮内外苑付近風致地区内であるため、建築物等の建築にあたっては許可が必要となる。

2 大気汚染及び騒音・振動

工事施工中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い発生する排出ガス・粉塵等、騒音・振動について、施工計画・施工方法の十分な検討を行い、近隣への影響を極力小さくするよう努められたい。

3 土壤汚染

計画地が過去に軍用地(練兵場)であったことから、十分な調査を行い、周辺環境に影響を及ぼすことの無いよう留意されたい。

4 廃棄物

解体工事にあたりアスベスト等の特別管理廃棄物が確認された場合、関係法令に基づき適切に処分を行うよう徹底されたい。

5 景観

計画地は、明治神宮内外苑付近風致地区内に位置しており風格ある景観を形成している。 そのため、圧迫感の調査地点については、近景域への影響を検証するため、適切に追加選定 するとともに、眺望の調査地点においても外濠周辺地区及び新宿御苑からの眺望への影響を 検証するため適切に追加選定されたい。また、計画地の現況は豊かなみどりに囲まれたまち なみであることを踏まえ、計画においてもより良好な景観形成がされることを要望する。

6 その他

(1) 道路交通対策

工事用車両の搬入等により計画地周辺の交通渋滞が発生しないよう工夫されたい。また、 工事完了後の交通量(歩行者交通量を含む)の増加等に対する安全対策等にも配慮された い。

(2) 苦情処理等について

工事施工中、工事完了後における環境に関する苦情や要望を受け付ける窓口を設置し、 誠実かつ適切に対応するよう要望する。

(3) みどりとオープンスペースについて

既存樹木の保護と、地域住民が散策できる緑豊かなオープンスペースの確保を要望する。

(4) 帰宅困難者対策について

帰宅困難者対策として、一時滞在施設の確保を要望する。

【渋谷区長】

1 大気汚染

工事用車両の走行並びに、工事完了後における関連車両の走行に伴う排出ガスによる大気質への影響を最小限にするよう都民の健康と安全を確保する環境に関する条例で定める、アイドリング・ストップの遵守を徹底すること。

2 騒音・振動

工事施工中の工事用車両の具体的な走行経路については、今後の協議によるものと考えられるが、環境影響の予測・評価にあたっては、想定される走行経路や走行台数等を踏まえ、 適切な調査地点等を設定し、実施すること。 「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について(案)

第1 審議経過

本審議会では、平成 31 年 4 月 19 日に「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

【騒音・振動】

施設の供用に伴う騒音について、調査地点及び予測地点が不明確であることから、施設や計画地周辺の状況を十分に把握し得る地点を適切に選定するとともに、選定根拠を明らかにした上で予測・評価すること。

【生物・生態系、自然との触れ合い活動の場 共通】

本事業では、いちょう並木のビスタ景を保全し、既存の緑を生かし、新宿御苑から赤坂御用地へと連続する骨格的なまとまりのあるみどりを維持・保全するとしている。

これらを勘案し、既存樹木の取扱方針を踏まえた緑化計画を作成するとともに、いちょう並木及び並木東側の植栽樹群等について樹木の保全計画を示し、本事業が神宮外苑の豊かな自然環境に与える変化の内容及び程度が明らかになるよう、適切に予測・評価すること。

【景観】

本事業では、神宮外苑いちょう並木の象徴性を活かしつつ、賑わいをもたらす都市機能の導入を図るとしていることから、新たに建設される商業施設、宿泊施設等がいちょう並木の景観に与える変化の内容及び程度が明らかになるよう、適切に予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の 事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区分	年 月 日	審議事項
審議会	平成31年4月19日	・調査計画書について諮問
部 会	令和元年6月19日	 ・環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、 水循環、生物・生態系、日影、電波障害、 風環境、景観、史跡・文化財、 自然との触れ合い活動の場、廃棄物、 温室効果ガス) ・総括審議
審議会	令和元年6月26日	・答申 (予定)